

緊急報告第6号様式

三刑発第291号

令和3年2月19日

宛て先	矯正局長 名古屋矯正管区長	発信人	三重刑務所長
-----	------------------	-----	--------

自殺事故速報

1 事故発生日時及び概要

令和3年2月17日午前7時41分、当所 [] の巡回視察を行っていた看守部長 [] (以下「[] 看守部長」という。) が同階 [] を視察したところ、同居室に収容中の未決拘禁者 [] (以下「事故者」という。) が、起床時刻を過ぎているにもかかわらず、布団の上にうつ伏せに寝た状態で起床せず、声を掛けても反応がなかったため、[] 看守部長が事故者の状況を注視したところ、首に黒い布様のものが巻き付けられていたのを認めたことから、自殺を企図していると思料し、同時42分、非常ベル通報した。

同通報を受け、同時44分、第一統括看守長 [] (以下「[] 看守長」という。) ほか数名の職員が同階へ急行し、[] 看守部長から事故者が自殺を企図していると思料される旨の報告を受けた[] 看守長の指示により、職員が直ちに同居室を開扉し、主任副看守長 [] (以下「[] 主任副看守長」という。) が入室して事故者の状況を確認し、事故者をうつ伏せの状態から仰向けの状態にしたところ、事故者 [] が確認された。

同時44分、[] 看守長が駆け付けた職員に119番通報を指示し、[] 主任副看守長が事故者にAEDを装着し、使用を開始したものの、ショックは不要である旨のアナウンスが流れたことから、副看守長 [] 、看守部長 [] 及び看守 [] の3名が順次交代で心臓マッサージを実施し、その後もAEDの使用と心臓マッサージを継続した。

同時47分、主任看守 [] が119番通報した。

同時56分、救急隊員3名が同居室前に到着し、事故者の状態観察を開始したが、同時58分、救急隊員から、蘇生が見込めないため搬送しない旨の説明がなされた。

その後、同日午前8時49分、当所医務課長法務技官 [] が死亡を確認した。

なお、事故者の最終生存確認時刻は、同月16日午後9時34分頃であった。

2 事故者名等

(1) 身 分 未決拘禁者（被告人）

(2) 氏 名 [REDACTED]

(3) 生 年 月 日 [REDACTED]

(4) 事 件 名 [REDACTED]

(5) 刑名, 刑期 該当なし

(6) 刑の起算日 該当なし

(7) 刑の終了日 該当なし

(8) 入 所 度 数 [REDACTED]

(9) 制限区分及び優遇区分 該当なし

(10) 所内における行状の良否 [REDACTED]

(11) 住 所 [REDACTED]

(12) 国 籍 [REDACTED]

3 推定事故原因

4 事故に対し採った措置

(1) 令和3年2月17日午前7時42分、異変を認知した[REDACTED]看守部長が非常ベル通報した。

(2) 午前7時44分、駆け付けた職員らが、事故者に対し心臓マッサージ等の蘇生措置を開始し、同時47分に119番通報を行い、同時56分、救急隊員が事故者の居室に到着し、状態観察を開始したが、蘇生が見込めないため、搬送しない旨の説明がなされた。

(3) 午前8時49分、当所医務課長が死亡を確認した。

(4) 午前9時16分、津地方検察庁四日市支部検察官（検事[REDACTED]。以下「[REDACTED]検事」という。）に通報した。

(5) 同時30分、津地方裁判所四日市支部に電話連絡した。

(6) 同時30分頃、[REDACTED]に電話連絡したところ、[REDACTED]の連絡先電話番号の教示を受けたことから、その後複数回、同電話番号に架電したが、同日を通じて連絡を取ることができなかつた。

(7) [REDACTED]

(8) 午前10時20分、[REDACTED]検事及び三重県警察本部検視官他6名が来所し、

[REDACTED]の現場検証を実施した後、[REDACTED]に移動して、司法検視が実施され、これと同時に本職が行政検視を実施した。

(9) 同検視の結果、事故者の死亡推定時刻は同日午前零時頃、死因は[REDACTED]と判断され、[REDACTED]検事から[REDACTED]旨の告知があった。

(10) 同月18日午前9時18分頃、[REDACTED]に電話連絡するとともに、[REDACTED]

[REDACTED]依頼について了解を得られたほか、[REDACTED]が当所に来所し、事情説明を受けるとともに遺体と対面したい旨の要請があった。

(11) 同日午後3時15分、[REDACTED]から電話連絡があり、同月19日午後1時頃に、[REDACTED]の3名が当所に来所し、事情説明及び遺体との対面を実施することとなった。

5 その他

(1) [REDACTED]の巡回視察は、巡回表示装置の記録上は、おおむね15分に1回行っていることが認められるが、死亡推定時刻から[REDACTED]看守部長が異変を認知するまでに長時間を要していることに鑑み、事故者の動静視察が適切に行われていたかどうかについては、現在精査している。

(2) 令和3年2月17日に事故者の居室の検査を行い、[REDACTED]

[REDACTED]を依頼した。

(3) 同月18日午後4時30分、三重県警察本部記者クラブ幹事社宛てに公表資料を送付したところ、報道機関10社から問い合わせがあり、これまでに、新聞4紙で報道された。